

趣旨

○食品リサイクル法関係省令・告示（平成27年7月）⇒ 新たな食品リサイクル法基本方針

都道府県は、管内の市町村と連携を図りながら、自らが実施する循環型社会形成推進に係る施策において食品循環資源の再生利用等を位置付け、食品循環資源の再生利用等の更なる推進を図る

○「神奈川県循環型社会づくり計画（平成29年3月改訂）」に**食品廃棄物対策**を明確に位置付け

- ・一般家庭、食品小売業、外食産業から排出される食品ロスを削減する対策等を促進
- ・フードチェーン全体における自主的な再生利用の取組を促進



H27~28 年度 ヒアリング等実態把握
⇒ 具体的な取組の方策を検討

食品廃棄物等の発生状況

食品廃棄物等		全国 (25 年度推計値)	神奈川県 試算
事業系	①事業系廃棄物+有価物	1, 927	※
	廃棄物	806	33
	産業廃棄物	260	10
	事業系一般廃棄物	546	23
	有価物	901	—
	減量	220	—
	①のうち、食品ロス	330	—
家庭系	②廃棄物	870	63
	②のうち、食品ロス	302	19

※食品リサイクル法に基づく都道府県別の定期報告は平成 28 年度報告（平成 27 年度実績から）
(万トン)

(参考) 全国推計値からの試算

	全国推計値	⇒	神奈川県（人口比から試算）
食品廃棄物	2797万トン	⇒	約200万トン
食品ロス	632万トン	⇒	約 45万トン

事業者へのヒアリング結果等

発生抑制

- 食品ロス削減の取組をまだ行っていない消費者への普及啓発は、食品関連事業者や生産者と連携して行うと効果的ではないか。
- 食品ロス削減の取組について、発生量を計量し数値化することで、取り組んだ消費者や事業者は目に見えた効果を確認できる。また、その取組を評価し、アピールする仕組みも必要である。

リサイクル

- リサイクル事業は周辺住民への配慮や規制対応のコスト高により運営が難しいことを踏まえ、方策を検討すべき。
- ループの構築には、関係者間の信頼が不可欠であるため、相手の顔が見える小さなループを構築していくべき。
- 食品リサイクル等の取組は、商売上のライバル企業とも協調して推進し、また、中小規模の事業者も巻き込んでいく姿勢が必要である。

取組の方向性

発生抑制

- ① 食品廃棄物等の発生量の把握
- ② 消費者の理解の深化と実行につながる効果的な普及啓発
- ③ 未利用食品の活用

リサイクル

- ① リサイクルに消極的な食品関連事業者への対応
- ② リサイクルの受入量拡大への対応
- ③ 再生製品の販路の確保

今後の取組の方策について

対 象

大規模小売店等
(多量排出事業者)



中小規模小売店等
(多量以外)



家 庭



対策の重み付け

発生抑制
＋
リサイクル



発生抑制

取組の方向性と方策

受入量拡大への対応

食品関連事業者や再生利用事業者の連携の推進

再生製品の販路の確保

再生製品を利用した生産品の需要拡大

未利用食品の活用

フードバンク活動の推進

リサイクルに消極的な事業者への対応

分別の手間・スペース、コストの課題について市町村と協議

理解の深化・実行につながる普及啓発

効果的な普及啓発の手法について検討

食品廃棄物等の発生量把握

調査手法・マニュアル作成の検討

かながわ3R
推進会議
食品リサイクル等推進部会



神奈川県ごみ処理広域化推進会議
専門部会

